

第45回福島県入札制度等監視委員会における意見・要望内容及び回答

一般社団法人福島県建設業協会

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
1 総合評価方式について (1)	復興型は特別簡易型と同様の総合評価方式で、点数に差が生じづらいことや固定化しやすい傾向にあるので、企業評価が正しく反映されるような評価項目の工夫が必要である。	(入札監理課) 復興型については平成25年度から復旧・復興加速化の観点から入札手続きの短縮・簡素化を図るため、復興・再生事業等に係る工事を対象に、品質の確保等に支障がないと判断される場合に、特別簡易型と同一の評価項目で評価しているものです。 特別簡易型の評価項目については、平成23年11月に、価格と価格以外の評価項目バランスを改善するため、点数が固定化しやすい項目の見直し(優良工事表彰の廃止と配置予定技術者の技術力の追加)など対応させていただいております。 今後も総合評価における得点状況等を検証しながら、競争性の確保とともに、地元建設業者の担う役割も配慮しながら、よりよい制度にしていきたいと思いますと考えております。
1 総合評価方式について (2)	低入札価格調査制度は、工事品質が確保でき履行可能かを判断することが本来の目的で、「誓約書の提出をもって調査の実施に替える等」は入札不調対策の意味合いが強く、当初の目的に反したものと思われる。	(入札監理課) 誓約書は、品質・安全等の確保及び工程管理に万全を期し、粗雑工事は行わないこと及び下請(予定)業者等にしわ寄せをすることはしないことを誓約するものです。 低入札価格調査制度の当初の目的を確保しつつ復旧・復興の加速化を図るため講じた試行ではありますが、御指摘のような当初目的に反するような不適切な事案が発覚した場合には、試行の取り止めも考えております。
1 総合評価方式について (3)	画一的な評価項目によらない多種多様な取組みを評価できるような仕組みづくりが必要と考える。例えば、指名競争入札は発注者が工事内容に応じて地域性や企業実績などから判断・評価して企業(数社)を選定することのできるものであった。 このように発注者が工事特性を考慮して応札企業の取組みを評価できるものが必要と考える。	(入札監理課) 画一的な評価項目によらない場合は恣意的な判断となり、公正性を欠く評価となる恐れがあります。 工事特性を考慮した評価につきましては、簡易型や標準型における簡易な施工計画や施工上の提案により評価できているものと考えておりますが、今後とも評価項目について分析・検証を進め、適切な評価制度となるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。
1 総合評価方式について (4)	総合評価方式は、規模の大きな企業ほど評価が得やすく有利で、小規模な企業は評価を得難く事前に落札できないことが判るため、入札に参加しない状況となっている。このことから、原則実施(現在は予定価格3,000万円以上)の金額を引き上げるべきである。 施工実績のある評価点を持った技術者が経験を積みやすく、経験のない若手技術者が施工実績を積めない状況となっていることから、配置予定技術者の評価項目を廃止すべきである。	(入札監理課) 総合評価方式については、価格と併せて企業の技術力や地域貢献度などを適切に評価するため、地元建設業者の担う役割に配慮しながら、改善に努めているところです。 公共工事の品質確保の観点からも、一定の技術力が求められる一定金額(設計金額3千万円)以上の工事については、総合評価方式での実施が適当であると考えております。 (入札監理課) ご意見を踏まえ、若手技術者育成の観点から、若手技術者の評価のあり方について検討してまいりたいと考えております。

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
2 元請・下請関係の適正化 対策について (1)	デフレ脱却のためには、労働者の 所得を増やす必要があるので、その ためにも設計単価の見直しが必要で あり、細かな対策をお願いしたい。	(技術管理課) 設計労務単価については、公共工事労務費調査の結果を基に、国が各都道府県別に設定しています。これは、年度ごとの設定で したが、東日本大震災以降、実勢価格を反映した速やかな見直しを国に強く要望してきた結果、被災三県については、新たに客観的 調査に基づく変動状況を加味して概ね3ヶ月ごとに見直しを行うとされ、平成25年4月には平均で約20%の大幅な単価上昇となっ たところです。 今後も実勢価格の把握に努めるとともに、速やかに設計労務単価に反映するよう取り組んでまいります。
2 元請・下請関係の適正化 対策について (3)	代金支払いの遅延は建設業法違反 となる行為であり、関係行政および業 界団体で適切な指導を行う必要があ る。 また、今後の調査実施において悪 質なケースが判明した場合には、必 要な指導や注意喚起に止まらず、是 正勧告や行政処分を科すなど、より 厳正な措置を講じることも必要と考 える。	(建設産業室) (総論) 福島県元請・下要関係適正化指導要綱に違反する行為は、基本的に建設業法に違反していると考えられる以上、建設産業室とし ては、下請状況実地調査で要綱違反と認められた行為については、建設業法に照らし、指導・処分等の判断を行います。 (代金支払いの遅延について) 下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定性が損なわれるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事 故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねないため、建設業法は、工事の適正な施工と下請負人の利益保護 を目的として、下請代金の支払いに関する規定を設けています。この趣旨を踏まえ、下請代金未払い・支払遅延については、その内 容を確認した上で、建設業法に照らし、指導・処分等の判断を行います。
3 入札不調について (1)	各行政機関が短期間に集中して発 注することの改善や同一行政機関内 での発注の優先順位の検討による平 準化、余裕を持った発注見通しの公 表と修正、同一現場内の一括発注に よる発注件数の縮減、契約後直ちに 現場着手するための条件整備と余裕 のある工期設定などを検証すべきで ある。	(建設産業室) 各行政機関が短期間に集中して発注することの改善や、同一行政機関内での発注の優先順位の検討による平準化→震災からの 早期の復旧・復興が求められており、限られた期間において平準化を図っております。なお、福島県建設工事復旧・復興連絡協議会 で、区市町村の発注者と建設企業の受注者が情報交換、意見交換を行いながら、工事発注を進めております。 余裕を持った発注見通しの公表と修正→発注見通しの公表については、概ね1ヶ月に1度見直すなど、適時、適切な内容となるよう 努めており、今後も同様に取り組んでまいります。 同一現場内の一括発注による発注件数の縮減→これまでも、工事の合冊をするなど、発注ロットを拡大しており、今後も福島県建 設工事復旧・復興連絡協議会による意見交換を踏まえて、適切な発注ロットとなるよう努めてまいります。 (技術管理課) 契約後直ちに現場着手するための条件整備→用地の取得や関係機関との調整等の条件整備を計画的に進め、契約後直ちに現 場着手できるよう徹底してまいります。 余裕のある工期設定→請負者が施工時期を選択できるフレックス工事や建設資材や労働者確保に要する時間を確保する準備期 間確保工事を試行しており、積極的に活用してまいります。

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
3 入札不調について (1)	既に作業員については、県内だけでは足りず県外に求めているが、労務単価の格差や宿泊費などで経費が割高になる。その割高になった経費分については、労働者確保に要する間接費の設計変更で対応できるが、精算業務が煩雑なところに問題がある。また、除染業務との取り合いなどにより、思うように確保できない状況である。	(技術管理課) 実績に基づき変更するものであることから、現行の手続き(書類の確認、金額の算定方法など)が最低限必要ですので、労働者確保に要する間接費の設計変更を請求される場合には、お手数ですが、必要な書類の整備、金額の算定などの対応をしてください。
3 入札不調について (2)	施工管理技士の受験資格見直しが行われ、高校卒業者の実務経験が2年間短縮されたが、若手技術者の確保・育成のためには受験資格要件の更なる緩和措置を検討いただきたい。	(建設産業室) 総務省の労働力調査によると、建設企業の担い手不足が懸念される状況です。受験資格については国が所管するものであるため、県としてお答えすることはできません。しかし、県としても、社会保険の未加入が判明した企業に対し加入を求める指導を行うなど、就業条件が改善されるよう努めてまいります。
	社会保険料などの労務コスト高も採用の足かせになっているが、受注量が安定しないと計画的な雇用も厳しい。技術者不足に対しては、発注量の平準化や発注物件の正確な時期を把握することで、技術者や作業員の重複及び変則的な人員配置を避けることが可能になる。	(建設産業室) 「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」や「ふくしま道づくりプラン」など長期事業計画の明示による事業展開の周知を行っております。また、工事の発注見通しの公表を行っており、工事が集中する時期などにおいては、おおむね1ヶ月に1度見直すなど、適時、適切な内容となるよう努めております。
	賃金を上げれば人は集まるかもしれないが、それでは原価面で採算がとれなくなるので、更なる労務費の上乗せを検討いただきたい。	(技術管理課) 設計労務単価については、公共工事労務費調査の結果を基に、国が各都道府県別に設定しています。これは、年度ごとの設定でしたが、東日本大震災以降、実勢価格を反映した速やかな見直しを国に強く要望してきた結果、被災三県については、新たに客観的調査に基づく変動状況を加味して概ね3ヶ月ごとに見直しを行うとされ、平成25年4月には平均で約20%の大幅な単価上昇となったところです。 今後も実勢価格の把握に努めるとともに、速やかに設計労務単価に反映するよう取り組んでまいります。

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
3 入札不調について (3)	<p>①小規模工事や現場条件の悪い工事については、現状に見合った条件での積算、②標準歩掛での積算でなく、それぞれの現場に適した歩掛での設計積算、③現場代理人の常駐緩和を県のみならず、市町村に拡大、④国・県・市の発注時期が重なっているため、発注者間で協議し時期をずらす等分散発注の実施、⑤単価の見直しを毎月行う等スピーディーな運用を検討いただきたい。</p>	<p>①及び②(農林技術課) 現場条件等が悪く小規模工事の代表的な工種である「ため池工事」については、現場施工実態等を検証し現場透水試験などの試験費や余盛り等を積上計上できるよう、平成25年10月25日付けで積算基準を改正したところです。 また、同様な工種である「治山工事」についても、現場施工実態等を検証し、今年度から生コンの日打設量や配管損料の設計積算基準を見直したところです。今後とも現場条件を適切に反映できるよう、適宜、施工歩掛かり等の見直し改正を図りたいと考えております。 さらに、設計積算にあたっては、常に現場条件を勘案し、仮設や小運搬など必要な工種を計上するよう、機会ある毎に出先機関や市町村を指導しています。「ため池工事」の設計積算にあたっては、現場にあった掘削方法、機種を選定等をきめ細かく行うよう通知しています。</p> <p>①及び②(技術管理課) 現状に見合った積算を行うよう努めてまいります。</p> <p>③(入札監理課) 現場代理人の常駐義務緩和につきましては、平成25年9月から県の発注機関が異なる場合であっても、品質確保や安全管理に支障が無い工事に限り対象とできるよう拡大したところです。 市町村との常駐義務緩和につきましては、提出様式や施工管理基準の違いなどにより現場代理人への負担が危惧されますので、市町村における現場代理人の常駐義務緩和の実態を確認し、市町村との拡大の可否について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>④(農林技術課、建設産業室) 震災からの早期の復旧・復興が求められており、限られた期間において平準化を図っております。なお、福島県建設工事復旧・復興連絡協議会で、県市町村の発注者と建設企業の受注者が情報交換、意見交換を行いながら、工事発注を進めております。</p> <p>④(農林技術課、技術管理課) 工事の工期については、債務負担工事の活用や早めの繰超手続き等を行い、必要な工期を確保するよう配慮しています。 また、受注者が、一定期間内において工事着手時期を選択できる「フレックス工事」や、建設資材や労務者の確保に必要な準備期間を確保できる「準備期間確保工事」の活用を行っています。</p> <p>⑤(農林技術課、技術管理課) 主要資材の単価については、常に、市場取引価格の変動状況を確認しており、必要に応じ単価改正を行っています。</p>
3 入札不調について (3)	<p>国土交通省が地域実情を考慮し指名入札を認めたことから、県でも不良不適格業者が参入しやすい小規模工事や、下位ランク工事等は、品質確保の観点から技術力・施工管理能力を備えた企業や地域の実情を考慮するなど、発注者の責任で指名する指名競争入札を導入してほしい。</p>	<p>(入札監理課) 本県の工事においては、「入札制度改革」により指名競争入札を廃止し、平成19年10月から、条件付一般競争入札を全面的に導入しております。 その後、地域密着型工事において入札手続きが長いとのことから、平成20年度に指名競争入札を一部抽出施行し検証してまいりましたが、入札手続期間の短縮の効果が確認できなかったことから試行を取り止めた経緯がありますので、指名競争入札の導入は非常に困難であると考えております。</p>

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
3 入札不調について (3)	<p>施工体制事前確認型については、下請企業からの見積り提出や作業員の確保が難しいことに加え、複雑な手続きも要因となり入札を敬遠する状況にあることから、当面の実施を中止することも有効と考える。</p>	<p>(入札監理課) 復旧・復興工事の加速化を図るため、総合評価方式(復興型)を活用しており、施工体制事前提出方式の発注件数は伸びていない状況ではありますが、施工体制事前提出方式は、下請業者の保護の観点から非常に有効な入札方式であるため、実施の中止は考えておりませんので、御理解願いたいと思います。</p>
4 最低制限価格等の見直しについて	<p>契約価格の適正化を一層推進するため、国の見直しを踏まえ、最低制限価格等の水準を2%程度引上げられたことには感謝しますが、国の低入札価格調査制度の失格基準と比較すると、現場管理費および一般管理費で若干低い状況にあるので、同水準としてほしい。</p>	<p>(入札監理課) 県の最低制限価格等は県独自に設定しており、中小規模の建設業の振興の観点やスケールメリットや工法等によるコスト削減の可能性を考慮し工事規模が小さいほど水準を高くしています。国の低入札価格調査制度では失格基準は設けられておりませんが、本県では失格基準についても独自に設定しており、平成25年9月の最低制限価格等の見直しによる2%程度の引き上げに合わせ、現場管理費の割合を70%から75%へ一般管理費の割合を45%から50%へ引き上げたところです。今後、最低制限価格等の見直しが行われた場合は失格基準もあわせて整合を図られるよう見直しの検討を行うこととなります。</p>
	<p>このたびの見直しにより、利益率の向上につながるものの、労務および資材単価が実勢価格と乖離していることから影響は少ない。そもそも予定価格のより適正な設定については、労務・資材等の実勢価格と地域特性をいかに適正に反映することができるかが重要であり、積算単価の早急な見直しが必要である。</p>	<p>(技術管理課) 設計労務単価については、公共工事労務費調査の結果を基に、国が各都道府県別に設定しています。これは、年度ごとの設定でしたが、東日本大震災以降、実勢価格を反映した速やかな見直しを国に強く要望してきた結果、被災三県については、新たに客観的調査に基づく変動状況を加味して概ね3ヶ月ごとに見直しを行うとされ、平成25年4月には平均で約20%の大幅な単価上昇となったところです。 今後も実勢価格の把握に努めるとともに、速やかに設計労務単価に反映するよう取り組んでまいります。 また、主要資材の単価については、常に、市場取引価格の変動状況を確認しており、必要に応じ単価改正を行っています。生コンクリート、ガソリン・軽油、アスファルト、骨材など地区ごとに実勢価格が異なる資材については、地区ごとに実態調査を行い、単価を決定しています。</p>

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
5 工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行について	<p>設計積算計上した施工方法に疑義が生ずれば協議し、公平性を確保するために公開・意見を裁定できる機関があるとよい。</p> <p>発注者の事前精査及び質問期間の延長も必要である。</p>	<p>(入札監理課) 疑義申立てについては契約前に積算内容に疑問がある場合を対象としており、施工方法の疑義については発注者、受注者の協議調整を十分行うことにより決定すべきかと思われます。 第三者機関の設置までは、現時点では考えておりませんので、疑義申立てについては発注者側で十分に検討の上、対応させていただきたいと考えております。</p> <p>(入札監理課) 発注前の内容については今後も十分事前精査をしてから発注手続きを行います。 また、質問期間については復興の加速化の観点からも速やかな工事実施が求められており期間延長は難しい状況にあります。</p>
6 その他 (2)	<p>利益確保の障害となる問題点について(工事の適正利益確保に関する実態調査報告書より)※調査対象は一般土木工事</p> <p>発注者に起因する問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札前の質疑応答が適切に行われていないため変更契約を認めない。 ・発注時期により、ただちに施工に着手できない。 ・監督員によって、変更契約が正しく行われぬ。 ・立ち会い検査が現場の工程に従って行われぬ。 	<p>(技術管理課) 閲覧期間における質問回答、用地取得や支障物件の移転などを計画的に行い発注後速やかに工事着手できるようにすること、変更契約、立会検査については、これまでも適時適切に対応することを周知してきたところです。 今後も引き続き、周知徹底するよう努めてまいります。</p>
6 その他 (3)	<p>地域要件について、発注管内に50社以上の企業がある場合には隣接3管内を廃止し、管内を土木事務所や市町村単位にするなど、更に地元企業が受注しやすい環境整備に努めてほしい。</p>	<p>(入札監理課) 御指摘のとおり、地域要件は入札参加可能業者を50者程度確保できるように設定しておりますが、管内を地域要件とする対象工事を拡大することにより、入札不調件数が増えてしまっは、今後の復興工事推進の支障となってしまうことから、慎重な対応が必要と考えております。</p>

調査票の項目	一般社団法人福島県建設業協会 からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
6 その他 (3)	<p>その他の要件について、特殊又は難易度の高い工事や大規模工事などは、施工実績として過去15年以内を要件に付す場合があるが、それを落札できなければ永久に入札参加できないことにもなるため、その設定年数を検討してほしい。</p>	<p>(入札監理課) 発注時にその他の要件により施工実績を求める工事については、要件設定についての検証を行っております。設定年数についてもその中で併せて確認してまいりたいと考えております。</p>
	<p>総合評価方式の評価項目について、除雪と維持補修業務の実績は別々に加点してほしい。</p>	<p>(入札監理課) 各方の業務受注状況や総合評価における得点状況等を検証し、競争性の確保とともに、地元建設業者の担う役割も配慮の上、検討してまいりたいと考えております。</p>
6 その他 (4)	<p>老朽化インフラのメンテナンスの課題としては、メンテナンス専用歩掛が現在ないことから既存の歩掛を転用しているところにある。道路の現場であれば、交通開放しながらの工事になることが多いため、仮設や段取り替え等の手間が必要以上にかかることが予想される。このように標準施工としないことから、標準歩掛の設定では現場の実態を適正に反映することができないため、見積り徴収のうえ積算することが望ましい。このことは、設計変更を含め柔軟に対応いただきたい。</p>	<p>(技術管理課) 土木工事標準積算基準に規定されている歩掛の適用範囲外の施工内容については、見積歩掛等で対応することとしています。また、現場状況が設計条件と異なる場合は、速やかに協議し必要に応じ変更することとしておりますので、御了解ください。</p>
	<p>標準より優れた技術提案や現場条件に適した積算をした場合、予定価格を超えた金額でも契約可能となるような、柔軟な契約制度を検討し国に求めてほしい。</p>	<p>(入札監理課) 予定価格は、地方公共団体が契約を締結する際に、競争の公正性を確保するため、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する見積価格で、地方自治法(第234条第3項)の規定に基づき、地方公共団体は予定価格の制限の範囲内で入札した者を契約の相手方とするものとされておりますので、法令の改正がなされない限り、上限拘束性を撤廃することはできません。与党内で公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正について検討しているようですので、今後の国の動き等を注視してまいりたいと考えております。</p>
	<p>以前に県中建設事務所で試験的に取組み、その結果から全県に広げようとしていた「三方良しの公共事業」の発想を再検討してほしい。計画的にスムーズに工事が進めば利益が上がり、税金での還元ができ、従業員への賃金や協力会社等への支払いがより明確になる。</p>	<p>(技術管理課) 「三方良しの公共事業」の一つの取り組みであるワンデイレスポンスに努めております。また、県中建設事務所の取り組みについては、発表会で周知するなど、広く周知してきたところです。</p>

調査票の項目	福島県総合設備協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答																																													
1 総合評価方式について (2)	提出書類の簡素化により負担軽減が図られ良い事だと思います。今後も継続して頂きたいと思います。	(入札監理課) 当面、継続していくこととしたい。																																													
1 総合評価方式について (2)	低入札価格調査制度において対象となった場合、再調査などに時間がかかり復興が遅れてしまうので失格としてほしい。	(入札監理課) 総合評価方式は単に価格のみで判断するのではなく、技術力と価格を総合的に評価することにより落札者を決定することとしております。そのため、低入札価格調査制度において失格基準に該当しないにもかかわらず、価格のみで失格としてしまうことは総合評価方式の趣旨にそぐわないことになります。 制度の大きな枠組みを変えずに復興・復旧の加速化に対応し、入札事務の簡素化や事務処理期間の短縮化を図るため、誓約書の提出等の取組を行っておりますので御理解願います。																																													
1 総合評価方式について (3)	会社の施工実績、東日本大震災への対応、及び社会的要請(環境配慮・省資源対策等)への対応をもっと評価して頂きたい。災害時の出勤実績、地域社会への貢献度(緊急出勤・ボランティア活動など)	(入札監理課) 総合評価方式においては、価格と併せて企業の技術力や地域社会に対する貢献度を適切に評価する観点から見直しを行ってまいりましたが、今後とも評価項目毎の得点状況等を検証しながら、競争性の確保とともに、地元建設業者の担う役割も配慮しながら、より良い制度にしていきたいと思います。																																													
1 総合評価方式について (4)	設備工事においては過去10年程新規発注物件が減少しているため、様式6号 企業の技術力(実績・経験等)で、同種・類似工事の施工実績を特別簡易型と同様に過去10年以内→15年以内に、また、同工事成績を過去4年以内→10年以内に、同優良工事表彰を過去10年以内→15年以内にして頂きたい。	(入札監理課) 評価対象年数の拡大については単純に拡大すると全ての入札参加者が加点対象となるなどの支障が生じる可能性もあることから、近年の公共工事の発注状況や各評価項目毎の得点状況等を十分検証しながら検討してまいりたいと考えております。 《参考》 ①H24年度得点割合 同種類似⇒83.9% 工事成績⇒69.2% 優良工事表彰⇒14.4% ②設備工事発注件数(H18～24年度:過去7年度) <table border="1" data-bbox="817 938 1547 1193"> <thead> <tr> <th></th> <th>電気設備</th> <th>暖冷房衛生設備</th> <th>機械設備</th> <th>通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18年度</td> <td>162件</td> <td>84件</td> <td>55件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>100件</td> <td>56件</td> <td>43件</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>113件</td> <td>53件</td> <td>46件</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>118件</td> <td>54件</td> <td>59件</td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>127件</td> <td>82件</td> <td>45件</td> <td>36件</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>120件</td> <td>76件</td> <td>98件</td> <td>28件</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>135件</td> <td>101件</td> <td>69件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>875件</td> <td>506件</td> <td>415件</td> <td>202件</td> </tr> </tbody> </table>		電気設備	暖冷房衛生設備	機械設備	通信設備	H18年度	162件	84件	55件	18件	H19年度	100件	56件	43件	25件	H20年度	113件	53件	46件	29件	H21年度	118件	54件	59件	42件	H22年度	127件	82件	45件	36件	H23年度	120件	76件	98件	28件	H24年度	135件	101件	69件	24件	計	875件	506件	415件	202件
	電気設備	暖冷房衛生設備	機械設備	通信設備																																											
H18年度	162件	84件	55件	18件																																											
H19年度	100件	56件	43件	25件																																											
H20年度	113件	53件	46件	29件																																											
H21年度	118件	54件	59件	42件																																											
H22年度	127件	82件	45件	36件																																											
H23年度	120件	76件	98件	28件																																											
H24年度	135件	101件	69件	24件																																											
計	875件	506件	415件	202件																																											
	技術者の工事実績に現場代理人も入れてほしい。	(入札監理課) 現場代理人の実績評価については、国及び隣県の制度運用状況や若手技術者育成の観点を踏まえて検討してまいりたいと考えております。																																													

調査票の項目	福島県総合設備協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
3 入札不調について (2)	抜本的な対策ではありませんが各社の現状を考慮して工事の受注をしており、それにより仕事を断るケースも多くなっており、公共工事の発注の平準化をお願いしたいと思います。	(建設産業室) 早期の復旧・復興が求められており、限られた期間において平準化を図っております。なお、福島県建設工事復旧・復興連絡協議会で、県市町村の発注者と建設企業の受注者が情報交換、意見交換を行いながら、工事発注を進めております。
3 入札不調について (3)	随意契約の見積合せの入札方式が良いかと思えます。	(入札監理課) 工事における随意契約については、地方自治法で次のとおり一定の要件が定められております。 ① 予定価格250万円以下 ② 災害等緊急を要するもの ③ 応札者なし 等 これらの要件に該当しない限りは、随意契約によることができません。
	そして、指名メンバーに前施工の実績がある業者を入れたり、地域性を重視して選定したりする事も大切かと思えます。	(建設産業室) これまでも、地域性、施工実績などを考慮しながら見積人を選定しており、今後も同様に実施してまいります。
	また、資材・労務費等の実勢価格を迅速に反映させ、見積期間についても十分に取って頂きたいです。	(建設産業室) 見積期間については、建設業法に基づくほか、福島県建設工事復旧・復興連絡協議会での受注者との意見交換を踏まえ、期間を確保してまいります。
	復興工事についても災害復旧工事等同様に随意契約にすれば、入札不調はなくなり早急な整備が図られると考えます。	(入札監理課) 先に記載のとおり、随意契約における一定の要件を満たしていれば対応可能ですが、原則は競争入札を行うこととなっているため、随意契約の要件を満たさない場合には対応は困難です。
4 最低制限価格等の見直しについて	評価しますが県内でバラツキがあった。ガソリン等の高騰もあり95パーセント以上として頂きたい。	(入札監理課) 平成25年9月の最低制限価格の見直しは、契約価格の適正化やダンピング受注の防止を目的に行われました。 最低制限価格等を95%以上とするのは困難かと思われますが、受注状況等の実態を踏まえながら、見直しが必要となる場合は対応していきたいと考えております。
5 工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行について	入札が終わった後、各社の入札金額の一覧表を発注者で作成しそれを渡されるまでの間、待たされるのは、あまり良くありません。	(入札監理課) 平成25年10月1日公告の案件より、入札等参加者全員から「工事等の積算内容に対する疑義申立て等確認書」(様式4)の提出により、疑義申立てを行わない旨の確認が得られた場合は、疑義申立期間の終了を待たずに契約の手続きを進めることができるよう、工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行要領の改正を行いました。
	積算内容に疑義が生じた場合、早急な対応をお願いしたい。	(技術管理課) 適時適切に対応するよう努めてまいります。

調査票の項目	福島県総合設備協会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
6 その他 (2)	<p>復興に係る工事については、より迅速に、かつ入札不調を少なくするために、随意契約の見積合せとする事が良いと思います。</p>	<p>(入札監理課) 先に記載のとおり、随意契約における一定の要件を満たしていれば対応可能ですが、原則は競争入札を行うこととなっているため、随意契約の要件を満たさない場合には対応は困難です。</p>
	<p>復興需要の増大に伴う人手不足に対応するためにも、今後は公共事業発注の平準化をお願いしたい。</p>	<p>(建設産業室) 早期の復旧・復興が求められており、限られた期間において平準化を図っております。なお、福島県建設工事復旧・復興連絡協議会で、県市町村の発注者と建設企業の受注者が情報交換、意見交換を行いながら、工事発注を進めております。</p>

調査票の項目	福島県建設専門工事業団体連合会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
<p>1 元請・下請関係の適正化対策について (2)</p>	<p>具体的な取組みとしては、設計図書(設計書、仕様書等)への表示、元請企業への立入調査、元下契約における内訳の明示などの指導が考えられますが、県として、今後どのように取り組む考えているのか伺いたい。</p>	<p>(建設産業室) (これまでの対応) 建設業の社会保険未加入問題については、①建設業許可・更新時や下請状況実地調査時の加入状況確認・指導、②経営事項審査における未加入企業への減点措置の厳格化(3保険未加入△60点→△120点)、③公共工事設計労務単価への法定福利費相当額の反映などにより、対策を強化しているところであります。 また、保険への加入義務がある企業の役員らが従業員を社会保険に加入させなかったとして懲役刑を科されたときは7日以上の営業停止処分、役員らが懲役刑を下回る刑を科された場合などには3日以上の営業停止処分とするほか、保険担当部局による社会保険加入指導に従わない業者に対しては、保険担当部局からの通知を受けて、未加入を是正するよう求める指示処分を下し、指示処分にも従わない場合には3日以上の営業停止処分とするなどの「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正を行い、社会保険の加入を促進することとしております。 ・平成25年6月11日、国土交通省は、適切な賃金水準確保に向けた相談窓口「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設。各都道府県に対し、窓口の周知と相談受付の協力を依頼しました。 ・平成25年8月5日、建設産業室は、相談窓口の周知について建設業団体等に依頼しました。 ・平成25年9月26日、国土交通省は、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険等未加入対策の徹底について、趣旨及び市町村への周知協力について、各都道府県に通知しました。 ・平成25年10月18日、建設産業室は、同内容について、市町村及び県入札監理課に通知しました。 ・平成25年11月5日、国土交通省及び福島県は、建設業法令遵守等講習会を開催し、県内建設業者に標準見積書の活用等による社会保険等未加入対策の徹底について周知し、協力を求めました。 (今後の対応) ・引き続き、建設業許可申請時及び経営規模等評価申請時の社会保険加入の確認・周知・指導を行ってまいります。 ・適切な賃金水準確保に関する相談の際には、標準見積書の活用等による社会保険等加入促進の取組状況を踏まえて対応し、情報の提供や国との情報共有を図ってまいります。</p> <p>(入札監理課) さらに、「業務」(個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。)に関する法令違反により法人の役員等が逮捕や公訴を提起されたときや、監督官庁から行政処分を受けたときなどは、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づき、入札参加資格制限を行うこととなります。 このような各種の取組みにより、社会保険への加入徹底を図り、技能労働者等の雇用環境改善につなげていきたいと考えております。</p>

調査票の項目	福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
1 総合評価方式について (1)	<p>入札参加者の所在地として、支店・営業所を評価されているが、測量設計業の場合は、測量法の趣旨に沿って技術者の『常駐』を評価すべきと考える。</p>	<p>(入札監理課) 測量法第55条の13では「測量業者は、その営業所ごとに測量士を1人以上置かなければならない。」と規定されており、測量士を営業所毎に常駐させることになっているため、総合評価の評価項目とした場合には参加者全員が加点対象となり、評価の差がなくなってしまうため、評価対象にはなじまないと考えます。</p>
	<p>消防団員への継続加入に係る評価対象の地域要件について、測量設計業の場合は建設業に比べ企業規模が小さいことから、広域消防の実態を踏まえて建設事務所管内としていただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 総合評価方式における「消防団員への継続加入」に係る評価においては、入札参加者の所在地と加入消防団の所在地が、地域要件が「管内」の場合は「同一土木事務所管内」の場合に評価対象となり、地域要件が「隣接3管内」及び「県内」の場合には「同一建設事務所管内」の場合に評価対象となり、地域要件が「全国」の場合には「県内」の場合に評価対象となります。 評価を拡大することは、地元の小規模事業者のみならず、加点対象となる事業者が拡大されることが見込まれるため、地域貢献度の評価の観点からは、加入消防団の所在地の評価対象エリアを地域要件より狭めた現行のエリアとするほうが、企業規模が小さい事業者にとって有利な評価と考えます。</p>
	<p>東日本大震災に起因する災害対応として、除染支援業務等の業務への取組みを追加していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 総合評価方式での災害対応における評価については、突発的な対応を評価の対象としていますので、除染支援業務等のようなあらかじめ設計数量を示した上で契約を締結し実施する業務は評価の対象としておりません。</p>
1 総合評価方式について (2)	<p><土木設計関係> 同じような委託規模・業務内容でも、発注者の判断によって発注方式が異なる場合がある。総合評価方式は、技術的な工夫の余地が大きい業務にのみ適用していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 県の測量等委託業務においては、業務の性質に応じて公募型プロポーザル方式や総合評価方式、価格競争方式など多様な入札制度によれることとしています。 総合評価方式においては平成21年1月より試行していますが、類型は金額によらず、業務の内容や難易度により決定しており、緊急度、発注者が重視するポイント等が異なることにより、発注者の判断によって発注方式が異なる場合があります。 総合評価方式においては、御指摘のとおり、技術的な工夫の余地がある業務を対象として行っておりますが、今後とも試行を継続していく中で、対象業務の適用範囲等について検証しながらよりよい制度にしていきたいと思います。</p>
	<p><土木設計関係> 総合評価方式は、書類作成に多くの時間を費やすために負担が大きい。事務的な負担が少なく、地域に見合った企業力(経営実態・業務実績)を総合的に評価できる制度の構築を検討していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式においては、標準型や簡易型提案型等のように技術的工夫の余地が大きい業務で、成果品の品質向上のため技術提案を求めることは必要と考えます。 なお、業務内容によっては技術提案を必要としない「簡易型技術者型」も実施しております。 《参考》H24年度総合評価実績 全139件 : 標準型7件(5%)、簡易型提案型28件(20%)、簡易型技術者型104件(75%)</p>
	<p><建築設計関係> 建築設計の新築、改築は公募型プロポーザル方式を原則として要望するが、条件付一般競争入札では総合評価方式が望ましいと考える。</p>	<p>(入札監理課) 設計者選定方式については、施設に求められる創造性や独自性の程度、技術的工夫の余地、類似施設の有無などを総合的に考慮して決定していきたいと考えています。</p>

調査票の項目	福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
2 東日本大震災の影響について	<p><土木設計関係> 地質調査部門に係る業務において、手持ち、手戻り(掘止め協議・検尺等)が懸念される。</p> <p><建築設計関係> ただし、復興のためか時間が通常よりも短く設定されていることに対しては不満を感じているので、プロポーザルの提案期間と適切な設計期間を確保していただきたい。</p>	<p>(技術管理課) ワンデーレスポンスの徹底など、これまでも、協議・立会等については適時適切に対応するよう周知徹底を図ってきたところ です。 今後も引き続き、周知徹底に努めてまいります。</p> <p>(入札監理課) 対象物件や設定する提案課題等を踏まえ、適切な提案期間と設計期間の確保を図るよう努めてまいります。</p>
4 工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行について	<p><土木設計関係> 落札決定後に疑義申立ての手続きをすることも大切であるが、閲覧期間中に質問等を厳正に受け止め、真摯に回答していただくことを基本としていただきたい。</p>	<p>(技術管理課) 閲覧期間における質問回答については、これまでも適時適切に対応することを周知徹底を図ってきたところ です。 今後も引き続き、周知徹底に努めてまいります。</p>
5 その他	<p><土木設計関係> ○指名競争入札制度の活用 指名競争入札は、受注希望者の能力や信用度、地域貢献度等を指名の段階で調査・確認できる制度であると考え る。 ・ 公共事業の最上流に位置する測量等の業務の善し悪しが重要であり、これまでの成果を反映できる指名競争入札制度の活用が、その品質確保の有効な手法の一つであると考え る。 ・ 地域経済や雇用など、企業と地域の関わりを考慮すれば、地元企業の受注機会を確保することは大切である と考 える。 ・ 災害時には、いち早く対応するため、速効性のある随意契約等も積極的に活用すべきである と考 える。</p>	<p>(入札監理課) 工事に関する測量等委託業務においては、原則指名競争入札により実施しております。 また、緊急を要する災害復旧工事等については、随意契約により速やかに対応し、地域に精通した企業による迅速かつ円滑な施工の確保などの観点から、基本的に地元企業・県内企業を選定しているところ です。 なお、総合評価方式についても、同一市町村での業務実績や災害対応実績などを地域社会への貢献度として評価し、地元業者の受注機会の確保に努めております。 今後とも、制度の活用状況等について、分析・検証を進め、より良い入札制度の構築に努めてまいりたいと考えて おり ます。</p>

調査票の項目	福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
5 その他	<p><建築設計関係> 建築設計の電子入札導入を促進していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 測量等の業務委託について、個人情報が含まれるもの以外は原則全て電子閲覧で行うこととしております。電子入札については、工事、測量等を合わせ、年間900件程度で実施しております。入札参加者の状況を確認しながら対象案件の拡大等を検討してまいります。</p>
	<p><建築設計関係> 建築設計は震災後多忙な状況にあり、競争入札の場合一般競争入札の公募に対応する時間が無く、指名競争入札を原則として採用していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 平成24年度の建築設計では、97%が指名競争と随意契約となっており、指名競争入札が標準的な発注方法となっております。委託の内容に高度な技術力や創造性、独創性を求めるものにプロポーザル方式や条件付き一般競争入札等を採用しておりますのでご理解願います。</p>
	<p><土木・建築共通> 品質確保の観点から最低制限価格を引き上げて設定していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 平成24年度の100万円以上の測量等業務委託は2007件実施しておりますが、落札率の平均は90.9%で、平成25年度の上半期(4～9月)の平均落札率は91.4%と高い水準となっております。最低制限価格については、今後の国の動向も見据えた上で必要な見直しを行っていきたいと考えております。</p>
	<p><土木・建築共通> 750万円以上の委託業務が全て一般競争入札となれば、新興国参入並びに国内での企業間競争等の激化により、地元企業にとっては大変厳しい状況になってくるので、地元企業を擁護・確保するための入札制度の構築についての検討をお願いしたい。</p>	<p>(入札監理課) TPP加入により調達基準額の引き下げや政府調達の対象範囲が拡大される場合には、その内容によっては県内の企業の受注への影響も予想されることから、今後の情報を入手していく中で、必要な対応について検討してまいりたいと考えております。</p>

調査票の項目	個別事業者からの意見・要望内容	意見・要望内容に対する回答
7 その他	<p>地元の県発注工事は、なるべく地元の会社で落札できるような有利性を、もっと導入していただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 条件付一般競争入札においては、一定金額以下の工事(3千万円未満の一般土木工事と5百万円未満の建築工事)について、入札参加者の範囲を管内に限定しております。また、総合評価方式において、地元での工事実績や災害時の出勤実績などを地域社会の貢献度として評価しており、地元建設業者の受注機会の確保に努めているところであります。</p>
	<p>評価型でもある程度は考慮されていますが、できれば倍くらいの評価点をいただきたい。</p>	<p>(入札監理課) 総合評価方式については、価格と併せて企業の技術力や地域貢献などを適切に評価する観点から見直しを行ってまいりましたが、今後とも、入札結果等の分析・検証を行い、競争性の確保とともに、地元建設業者の担う役割も配慮しながら、制度の改善に努めてまいりたいと考えております。</p>